

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標の達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、全教職員が指導や対応にあたるためのものである。

第2章 学校生活に関すること

ここでいうきまりとは、「尾立っ子のきまり」、「学校に通う服装・身なりのやくそく」など、学校から出したきまりである。

違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者への理解と協力を得ながら指導を続ける。

(登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時間を守る。

(1) 登校 8時15分までに登校する。

(2) 下校 下校時刻を守って帰る。

2 登下校の際は、決められた通学路を利用する。

3 欠席・遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。(電話、連絡帳)

※ 保護者から連絡がない場合は、学校から連絡を取るようにする。それでも連絡が取れない時には、家庭訪問を実施する。

(服装)

第3条 学校は「学ぶところ」であることを第一に考え、学習に適した服装を着用する。

2 登校時には、ランドセルを使用する。

3 冬場は、防寒着やマフラー手袋を着用してもよいが、校内では脱ぐ。

(髪型)

第4条 学習や運動の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は、安全で華美にならないゴムで結ぶ。髪留め等は、使用しない。

2 染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導を行う。

(持ち物)

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。

(携帯電話・ゲーム・まんが・カード・お金など)

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第6条 外出の際は、行き先・目的・一緒に行く人・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

2 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。

- 3 用事がないのにお店に入らない。
- 4 海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。

(安全)

第7条 交通のきまりを守る。

- 2 安全に気をつけて自転車に乗る。(危険な場所で乗ったり、危険な乗り方をしたりしないようにする。尾立小校区そこには出ない。)
- 3 県道では自転車に乗らない。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第8条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携・協議を行い特別な指導を実施する。

(1) 法令・法規に違反する行為

- | | | |
|-------------------|--------------|------------|
| ① 窃盗・万引き | ② 暴力・威圧・強要行為 | ③ 建造物・器物破損 |
| ④ 飲酒・喫煙 | ⑤ 薬物等乱用 | ⑥ 交通違反 |
| ⑦ 刃物等所持 | ⑧ 性に関するもの | |
| ⑨ その他法令・法規に違反する行為 | | |

(2) 本校のきまり等に違反する行為

(3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等

(4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第9条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、安定した学校生活を送ることを落着いて考えさせるために、説諭・反省文を書かせるなど発達段階に応じた指導を行う。

2 特別な指導の実施の有無、その期間については事案ごとに協議する。

※ 期間の目安としては、一定の成果が見届けられる期間とし、事案ごとに設定する。

3 特別な指導は必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。

4 特別な指導は別室にて行い、その後、担任・生徒指導主事などが保護者連絡を行う。

5 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。

6 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

《基本的な指導の手順》

- ① 事実確認(5W1H)をする。
(だれが・なにを・いつ・どこで・なぜ・どのように:したのか)
- ② 個別指導をする。(加害児童・被害児童)
- ③ 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。
- ④ 3者(学校・児童・保護者)での指導と改善の約束をする。
- ⑤ 事後経過の確認をする。

付則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。